令和 元 年度

第12回 第一農地部会定例会議事録

令和2年3月30日(月)

上越市役所第一庁舎 4階 401 会議室

令和元年度第12回第一農地部会定例会議事録

日時 令和2年3月30日(月) 午後2時 場所 上越市役所第一庁舎4階401会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番	古川	政繁	2番	荒川	俊治	3番	池田	京子
4番	五十嵐	彰				6番	佐藤	德司
7番	髙島	信雄	8番	金子	昭榮	9番	久保埜	德雄
10番	新井	修一	11番	八田	賢司	12番	上原	孝
13番	小林	広良						

(2) 農地利用最適化推進委員

	武夫	滝本	3番	義一	内藤	2番	浩行	竹内	1番
	喜慶	杉田	7番	俊彦	加藤	6番	孝一	森橋	5番
	藤一	杉田	12番	晴夫	近藤	10番	栄	稲葉	9番
	政秋	小林	15番	松男	荻原	14番	宏一	平野	13番
:	勝	嶋田	20番	正義	小林	19番	啓治	齊藤	16番
	文男	高宮	23 番	清則	上原	22番	強	清水	21番
							香	松本	24 番

2 欠席委員

5番 小幡 利夫 委員

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局	長	栗本	修一				
	次	長	松縄	浩一				
	係	長	久保彗	性 修				
	主	任	橋立	理				
中郷区駐在室	主	任	相葉	博昭				
板倉区駐在室	班	長	小林	俊彦	主	事	関原	大輔
清里区駐在室	副主	任	井田	義之				
名立区駐在室	班	長	山邉	稔				

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2番 荒川 俊治 8番 金子 昭榮

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

5 会議

議長(部会長)あいさつ後、部会を開会

議長

これより第12回第一農地部会を開催いたします。

く資格審査>

議長

はじめに本日の出席状況でありますが、第一農地部会委員数 13 人で出席委員が 12 人でありますので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立いたします。

<議事録署名委員の指名>

議長

次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号2番 荒川 俊治 委員、議席番号8番 金子 昭榮 委員の両名を指名いたします。

議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。

(上越市農業委員会憲章の唱和)

議長

議案の審議に入ります前に、前回の農地部会で保留になっておりました件につきまして、事務局からの説明を求めます。

(事務局) 久保埜

前回の農地部会で保留になっておりました件につきまして、ご説明いたします。

前回の農地部会において、上越農業振興地域整備計画の変更の議案中、「下池部地区」のほ場整備の受益面積は 90ha から 65ha に変更されており、その減った 25ha が長面地区であれば問題ないが、下池部地区であれば説明を受けていない旨の意見が新井委員からありました。

農村振興課に確認を行った結果、当該減った地区は長面地区であり、その旨、説明も行ったとのことです。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

では、前回、保留となっていた「下池部地区」の案件については「意見なし」とすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。前回保留となっていた「下池部地区」の案件について同意 することに決定いたします。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

(合併前の上越市分の議案)

<議案第1号「農地法第18条第1項許可申請について」>

議案第1号「農地法第18条第1項許可申請について」、番号3番の1件を上程いた します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

議案第1号「農地法第18条第1項許可申請について」、ご説明いたします。1頁、番号3番の1件です。

農地法第 18 条は、農地の賃貸借の解約等を行う場合の制限を定めたものです。その第 1 項において、「農地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事、上越市の場合は権限の委譲を受けていますので農業委員会長の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申し入れ、合意による解約、または賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」と規定しており、同条第 2 項で要件が示されております。

その1つに、賃借人が信義に反した行為をした場合に許可できると規定されております。

信義に反した行為とは、たとえば、賃借人の借賃の滞納、無断転用、田畑転換等の 用法違反、無断転貸、不耕作、賃貸人に対する不法行為等の行為が想定されます。

今回の申請についてですが、令和元年度第3回農地部会にてご審議いただいた案件の譲受人と同一人の事案であり、事由についてもその際と同じものです。

即ち、賃借人が令和元年度の賃借料を滞納し、当該地が不耕作のままとなっているため、賃貸人が賃借人に対し、賃借料の支払いや今後の耕作に関して電話をしましたが話を聞く様子もなく、一方的に切られました。賃貸人は契約の解除を求めておりますが、賃借人が合意解約に応じないことから、賃貸人の申し立てによる農地法第18条の規定による賃貸借契約の解除許可の申請に至ったものです。

これを受け、許可申請書の記載事項及び添付書類について、事務局において審査し、 賃借人に対し事実確認を行うため期日を定め申請書の概要等について異議及び意見 がある場合は、農業委員会事務局まで連絡するように、また、期日までに返事がない 場合は異議等がないと判断し申請書の内容に基づき審議する旨を配達証明郵便で郵 送いたしました。

その結果、賃借人が農業委員会事務局へ来ましたが、今回の案件に関係のない書類だけ置いて帰ってしまったため、賃借人に電話し事実確認を聞き取った結果、申請事由である賃借料の滞納については事実であり、また今後も支払われる見込みがなく、支払わない合理的な理由もありませんでした。

また、合意解約について、改めて応じるか尋ねると、応じる様子がなかったため、 農地法第18条第2項第1号に照らし、賃借人が信義に反した行為をした場合に該当 すると認められるため、許可相当と判断いたしました。なお、返還後の利用計画は他 者へ貸付予定となっております。

本案件については今後、農業委員会の意見を付し、農地法第18条第3項の規定によ り、新潟県農業会議常設審議委員会に諮問を行います。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第18条第 1 項許可申請について」、番号 3 番の 1 件を原案のとおり許可することにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可すべきものと決定し、新潟県農業 会議常設審議委員会へ諮問を行い、そこで異議がないものと認められた場合は許可処 分を行い、それ以外の場合は次期農地部会で再度審議することとします。

議長

<議案第2号「農地法第3条許可申請について」>

議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号5番から12番までの8件を 上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

議案第2号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。2頁と3頁の番 号5番から12番までの8件です。

番号 5 番はこれまで譲受人が譲渡人から借り受け耕作をしておりましたが、この 度、弟である譲受人へ贈与により所有権移転するものです。

6番と7番は、譲受人が規模拡大のために当該農地を求めるものです。ご高齢です が、ご自身で耕作を行うと伺っております。しかしながら、ご自身で耕作が出来なく なった場合は、人・農地プランにおいて、地域の法人に委託予定ということで搭載さ れております。

8番と9番は譲渡人の労力不足により、近隣で耕作する譲受人に売買により所有権 移転するものです。

10 番は譲受人が耕作する農地に隣接する農地を求めるものです。譲受人について は経営面積が下限面積である 50 a 未満となっておりますが、申請農地は譲受人の所 有地と既に一体となって利用されており、この場合、備考欄に記載しました農地法施 行令第2条第3項第3号の適用により許可が可能となります。この規定は「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」となっております。

11 番と 12 番は譲渡人の労力不足により、譲受人がそれぞれ玄米 60 kgで借り受けるものです。

これらの案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部 効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判 断いたしました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号5番から12番までの8件を原 案のとおり許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第2号の8件を許可することに決定いたします。

│<議案第3号 「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長

議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号4番から8番の5件を 上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

4頁、議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号4番から8番の5件です。

番号4番は、大字南田屋新田地内の農地に「農家住宅」を建築するものであります。 5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内で両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭であることから父親が所有している申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

土地利用計画は住宅1棟で、工期は許可日から6月30日までです。

転用目的が「農家住宅」の建築であることから都市計画法第 29 条の開発許可申請 は不要であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断 しました。

番号5番は、大字中箱井地内の農地に「駐車場」を造成するものであります。7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、墓地を所有しておりますが、駐車スペースがないことから、隣接する農 地を取得し、駐車スペースを確保するものであります。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

土地利用計画は、農地以外の土地も活用し、9台分の駐車スペースを確保するものです。工期は5月1日から6月30日までです。

転用目的が建築ではないことから都市計画法第 29 条の開発許可申請は不要であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号6番は、大字本道地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。 9頁に位置図、10頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者は、妻と市内のアパートに居住しておりますが、手狭であることから申請農 地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

土地利用計画は住宅 1 棟で、建ペい率は 16.64%となり、基準を満たしませんが、 分筆するも狭隘で細長な農地となり利用価値が低く、耕作不便となることからやむを 得ないと判断しました。また、工期は 5 月 1 日から 11 月 30 日までです。

番号7番は、大字中箱井地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。 11頁に位置図、12頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者は、市内で妻と子供と居住しておりますが、老朽化していることから申請農 地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

土地利用計画は住宅 1 棟で、建ペい率は 16.46%となり、基準を満たしませんが、 分筆するも狭隘で細長な農地となり利用価値が低く、耕作不便となることからやむを 得ないと判断しました。また、工期は 5 月 1 日から 11 月 30 日までです。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込み との回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと 判断しました。

番号8番は、大字高津地内の農地に「農家住宅」を建築するものであります。13 頁に位置図、14頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内で両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭であることから父親が所有している申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10~クタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申

請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で 集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅1棟で、工期は許可日から11月30日までです。

転用目的が「農家住宅」の建築であることから都市計画法第 29 条の開発許可申請 は不要であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断 しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号4番から8番までの5件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第3号の5件を許可することに決定いたします。

<議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内14件、3年超6年以内7件、6年超10年以内27件、10年超29件で合計77件、 利用権移転12件、所有権移転4件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 291 番から 304 番までの 14 件について、 事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

16 頁、番号 219 番から 17 頁、番号 304 番まで、利用権設定、期間 3 年以内の 14 件で、再設定 10 件、新規 4 件です。

新規設定の主な理由は、旧耕作者の労力不足により別の担い手農家への賃借権の設定となっております。

なお、使用貸借0円については圃場条件が悪く使用貸借契約とのことです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 305 番から 311 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

18 頁、番号 305 番から 311 番までの 7 件で再設定 1 件、新規 6 件です。

久保埜

新規設定の主な理由は、旧耕作者の労力不足により別の担い手農家への賃借権の設定となっております。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 312 番から 338 番までの 27 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 19頁、312番から22頁、338番までの27件で再設定13件、新規14件です。

こちらも新規設定の主な理由は、旧耕作者の労力不足により別の担い手農家への賃借権の設定となっております。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 339 番から 367 番までの 29 件です。 事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 23 頁から 27 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 339 番から 367 番までの 29 件で、いずれも新規案件です。

全ての案件が農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議長

続きまして、利用権移転、番号 368 番から 379 番までの 12 件について、事務局の 説明を求めます。

(事務局)

28 頁と 29 頁、利用権移転、番号 368 番から 379 番までの 12 件です。

久保埜

いずれも子から親への経営移譲に伴い譲受人が新たな経営主として今後耕作を行っていくため利用権を移転するものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

最後に所有権移転、番号 380 番から 383 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

30 頁、所有権移転、番号 380 番から 383 番までの 4 件です。

久保埜

内訳は、所有権を移転する土地、田17筆、畑7筆の合計34,542 m²です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第4号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間3年以上10年以内3件、10年超7件、権利の移転16件です。

権利の設定、期間 3 年以上 10 年以内、番号 17 番から 19 番までの 3 件を上程いた します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 32頁、権利の設定、期間3年以上10年以内、番号17番から19番までの3件です。

この案件は、2月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 18 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、権利の設定、期間 10 年超、番号 20 番から 26 番までの 7 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 33 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 20 番から 26 番までの 7 件です。

こちらの案件も、2月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により 農地中間管理機構に貸し付けた農地 63 筆について、市長が機構に借受申出をしてい る農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議長

続きまして、権利の移転、番号 27 番から 42 番の内、小林委員関連の番号 35 番から 42 番の 8 件を除く 8 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 34 頁と 35 頁、権利の移転、小林委員関連の番号 35 番から 42 番を除く 8 件です。 27 番から 32 番は、旧借り手が、自身が代表を務める法人に権利を移転するもので す。33 番と 34 番は、いずれの法人の代表も務めており、代表の意向により法人の経 営を一本化するために権利を移転するものです。

こちらも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)

議長

続きまして、小林委員関連の番号 35 番から 42 番の 8 件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします小林委員は退席をお願いいたします。

(事務局)

小林委員関連は35頁、番号35番から36頁42番の8件です。

久保埜

小林委員が法人を設立しその法人に権利を移転するものです。

こちらも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

(事務局) 久保埜 特に質問等がないようですので、小林委員関連の番号 35 番から 42 番の 8 件を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

小林委員の退席を解除します。(小林委員 復席)

小林委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長

それでは、採決に入ります。

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」の内、小林委員関連の番号35番から42番の8件を除く8件について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議案第5号について、同意することに決定いたします。

議長

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号80番から135番までの56件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

37 頁から44 頁まで記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、56件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」1件、「他者へ貸付」8件、「他者へ貸付予定」12件、「他者へ売却」2件、「休耕」4件、「中間管理機構へ貸付」29件の計56件です。

このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 なお、休耕となる農地については、いずれも山間地の農地であり、後継者がいない ため休耕となるとのことです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の52件を承認いたします。

<報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」、 番号2番から4番までの3件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

45 頁、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」番号 2 番から 4 番までの 3 件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「集合住宅」、「一般住宅建設」と「住宅敷地拡張」です。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第2号の3件を承認いたします。

<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、 番号6番から14番までの9件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 46 頁、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号6番から14番までの9件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「駐車場」1件、「一般個人住宅」5件、「店舗等施設」2件、「集合住宅」 1件の計9件です。

番号 12 番及び 13 番は、全体の転用面積が 1,000 ㎡を超えるため、48 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第3号の9件を承認いたします。

<報告第4号「農用地利用集積計画の変更について」>

議長

報告第4号「農用地利用集積計画の変更について」、番号2番から8番までの7件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 49 頁、報告第4号「農用地利用集積計画の変更について」、番号2番から8番までの7件です。「期間の変更」2件、「小作料の減額」5件の合計7件となります。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第4号の7件を承認いたします。

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内4件、3年超6年以内1件、6年超10年以内4件、10年超7件で合計16件、利 用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 7139 番から 7142 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

相葉

2 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7139 番から 7142 番までの 4 件で、新規 2 件、再設定 2 件となります。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません)の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7143番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

3 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7143 番の 1 件で、新規となります。 借人は妙高市からの入作者ですが、以前から中郷区内において利用権設定による耕作を行っており、市内での経営面積は 7.4ha となっております。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7144 番から 7147 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

4 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7144 番から 7147 番までの 4 件で、 すべて新規となります。

番号 7144 番から 7146 番の借人は妙高市からの入作者ですが、以前から上越市内において利用権設定による耕作を行っており、市内での経営面積は 7.3ha となっております。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 7148 番から 7154 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

5 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7148 番から 7154 番までの 7 件で、すべて新規となります。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超1件、権利の移転1件です。それでは、上程いたします。

権利の設定、期間 10 年超、番号 7104 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 7頁、権利の設定、期間10年超、整理番号7104番の1件で、新規となります。

本案件は、2月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地中間管理機構に貸し付けた農地2筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、権利の移転、番号7105番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

8頁、権利の移転、番号7105番の1件で、別の担い手農家への貸し変えによる権利 の移転です。

この案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の 規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7102番から7120番までの19件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

9 頁から11 頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」19件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」1件、「他者へ貸付」4件、「他者へ貸付予定」14件です。

このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の19件を承認いたします。

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号 「農地法第3条許可申請について」>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

小 林

譲渡人は、存命のうちに資産を整理するため、農地の所有権を譲受人の子に一括贈与するものです。

この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率 要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内13件、3年超6年以内12件、6年超10年以内21件、10年超2件で合計48件、 利用権移転なし、所有権移転4件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 7609 番から 7621 番までの 13 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

小 林

3 頁から 4 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7609 番から 7621 番の 13 件で、新規 4 件、再設定 9 件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7622番から7633番までの12件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 小 林 5 頁から 6 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7622 番から 7633 番の 12 件で、新規 4 件、再設定 8 件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7634 番から 7654 番までの 21 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 小 林 7 頁から 9 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7634 番から 7654 番の 21 件で、新規 17 件、再設定 4 件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 7655 番と 7656 番の 2 件について、 事務局の説明を求めます。

(板倉区)小 林

10 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7655 番と 7656 番の 2 件で、新規 2 件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

最後に所有権移転、番号 7657 番から 7660 番の 4 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)

11 頁、所有権移転、番号 7657 番から 7660 番の 4 件です。

小 林

内訳は、所有権を移転する土地、田が6筆で8,366 m²、畑が1筆で505 m²です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越 市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内18件、10年超2件、権利の移転2件です。

権利の設定、期間 5年以上 10年以内、番号 7515番から 7532番の 18件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)

小 林

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 13頁から15頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号7515番から7532番の18件ですべて新規となります。

この案件は、2月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 46 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、権利の設定、期間 10 年超、番号 7533 番と 7534 番の 2 件を上程いた します。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 小 林 16 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7533 番と 7534 番の 2 件でいずれも新規となります。

こちらの案件も、2月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により 農地中間管理機構に貸し付けた農地4筆について、市長が機構に借受申出をしている 農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きまして、権利の移転、番号 7535 番と 7536 番までの 2 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 17 頁、権利の移転、番号 7535 番と 7536 番の 2 件です。いずれも別の担い手農家へ 小 林 の貸し変えに伴う権利の移転です。

これら案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第3号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

議案第3号について、同意することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議 長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号 7517番から7526番の10件を報告いたします。

事務局の説明を求めます。

(板倉区) 18 頁から 19 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による 小 林 合意解約通知について」、10 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付・貸付予定」7

件、「他者へ売却」2件、「休耕」1件です。

備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の10件を承認いたします。

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内3件、3年超6年以内3件、6年超10年以内13件、10年超17件の合計36件で す。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 8145 番から 8147 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 井 田 2頁、利用権設定、期間3年以内、番号8145番から8147番までの3件で、いずれ

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

も再設定です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号8148番から8150番までの3件について事務局の説明を求めます。

(清里区) 3 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8148 番から 8150 番までの 3 件で、 井 田 いずれも再設定です。

> これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、6年超10年以内、番号8151番から8163番の13件の内、 上原委員関連の番号8151番から8156番までの6件を除く7件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田 4頁、5頁、利用権設定、期間6年超10年以内の内、上原委員関連の番号8151番から8156番までの6件を除く7件で、再設定4件、新規3件です。

新規案件の主なものは、法人が経営拡大のため、新たに畑を借受けるものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、上原委員関連の番号 8151 番から 8156 番の 6 件について事務局の説明 を求めます。

議案に関連いたします上原委員は退席をお願いいたします。

(清里区)

上原委員関連は4頁、番号8151番から8156番の6件で新規となります。

井 田

上原委員が新たに法人を設立し、自身が代表を務める法人がこれまで個人で借り受けていたものを新たに借り受けるものです。

法人については、事業計画、定款等の関係書類により内容審査を行い、農地所有適格法人の要件を満たしており賃借権の設定は妥当と判断いたしました。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条 第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 8151 番から 8156 番までの 6 件を決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長

それでは、上原委員の退席を解除します。(上原委員 復席)

上原委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長

続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 8164 番から 8180 番までの 17 件について事務局の説明を求めます。

(清里区)

6頁、8164番から8頁、8180番までの17件ですべて新規です。

井 田

新規設定の主な理由は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い 手農家へ再配分するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化基盤法 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、上原委員関連の番号8151番から8156番を除く30件を原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超3件、権利の移転2件の合計5件です。

権利の設定、期間 10 年超、番号 8105 番から 8107 番までの 3 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。 (清里区) 井 田 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 10頁、権利の設定、期間10年超、番号8105番から8107番までの3件です。

この案件は、2月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 14 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、権利の移転、番号 8108 番と 8109 番の 2 件について、事務局の説明を 求めます。

(清里区)

11 頁、権利の移転、番号8108番と8109番の2件です。

井田

いずれも、自身が立上げた法人への権利移転です。

法人については、事業計画、定款等の関係書類により内容審査を行い、農地所有適格法人の要件を満たしており賃借権の移転は妥当なものと判断しました。

これら案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議長

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8109番から8126番までの18件を報告いたします。

事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田 12 頁から 14 頁まで記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、18 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」6件、「中間管理機構への貸付」12件の計 18件です。

このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 以上でございます。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の18件を承認いたします。

議長

次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号 「農地法第3条許可申請について」>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号9501番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

議案第1号、「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。1頁、番号9501番の1件です。折戸・平谷地内の農地となります。譲渡人は既に他県に住んでおり、 当該地での営農を希望する譲受人が譲渡人に打診したところ、快諾が得られ売買する ものです。

なお、譲受人は現在、糸魚川市内に居住し、当該農地まで約15km、30分の位置に 居住していますが、譲渡人の住居も合わせて取得し、営農を営むと伺っております。

これらの案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部 効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判 断いたしました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号9501番の1件を原案のとおり 許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内7件、3年超6年以内9件、6年超10年以内5件、10年超なし、利用権移転、所 有権移転なしです。それでは、上程いたします。

(名立区)山 邉

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明させていただく前に、 今回の議案の中において、申請にいたる経過の説明を要する案件がございますので、 まずその経過について説明させていただきます。

3 頁の利用権設定期間 3 年以内の番号 9549 番から 9551 番及び 6 頁の利用権設定期間 6 年超 10 年以内の番号 9564 番から 9568 番については、これまで、農事組合法人が農地所有者と利用権設定契約を行い耕作していた農地ですが、この農事組合法人が平成 30 年 3 月 31 日に解散し法務局への手続きも完了しています。

しかし、利用権設定契約の解約手続きが未処理であったために、農家台帳に解散した農事組合法人との契約が残されたままになっており、実態にそぐわない状態の解消を図るべく手続きの方法について、新潟県農業会議と協議した結果、農事組合法人が解散し、法人の登記簿も閉鎖済みであることから、当時の農事組合法人の代表理事であった方を借受け人として、報告第1号の番号9503番から番号9514番において合意解約手続きを行い、農地部会にその経過を説明して処理することが妥当であると指導を受けましたので、改めて、実態に合う形で利用権設定契約を申請することといたしました。

こうした事情ですので、議長のお許しをいただければ、最初に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告し、その後に議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長

ただ今、報告第1号を先に報告したいと、事務局から申し出がありましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、先に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、事務局の説明を求めます。

(名立区)

山邊

ありがとうございます。

それでは、7 頁をご覧ください。報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、13件の届出がありましたので報告します。

番号 9503 から 9514 番の 12 件は、今ほどご説明いたしました解散した法人絡みの 案件であります。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」6件、「他者へ貸付」5件、「他者へ売却」1件、「休耕」1件、の計13件です。

なお、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の13件を承認いたします。

議 長 | <議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

それでは、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」に戻ります。 利用権設定、期間3年以内、番号9548番から9554番までの7件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)

山邉

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 3頁の利用権設定3年以内、番号9548番から9554番までの7件になります。

番号 9549 番から 9551 番の 3 件については、1 区画のほ場の面積が小さく管理に要する労力が大きいことから使用貸借で行うと伺っています。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしていると判断いたしました。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9555番から9563番までの9件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)

山邊

4頁、5頁の9件になります。9561番及び9562番の新規案件については、これま での借受人との契約満了に伴い、新たに利用権設定契約を行うものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていると判断いたしました。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 議長

(「ありません」の声あり)

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 9564 番から 9568 番までの 議長 5件について事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします久保埜委員は退席をお願いいたします。

(名立区) 山邊

6頁、6年超10年以内の5件は久保埜委員関連で新規案件です。冒頭に説明した、 解散した法人との解約に伴い利用権設定契約を行うものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていると判断いたしました。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 議長

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、久保埜委員関連の番号 9564 番から 9568 番までの 5件を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、久保埜委員の退席を解除します。(久保埜委員 復席)

> 久保埜委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせ しておきます。

議長 それでは、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、久保埜委員 関連を除き原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。